



不審な電話にご注意ください！ その電話は「特殊詐欺」かもしれません！！

【問い合わせ】村民相談室(消費生活センター) (☎287-0858)

「役場などの公的機関をかたり、最終的にお金をだまし取る」という詐欺事件が発生しています。これは特殊詐欺の口口です。「自分は大丈夫」と思わずに、不審な電話にはご注意ください。



【特殊詐欺の事例】

役所や社会保険事務所の職員を名乗り、「医療費の過払い金がある」などと言い、ATMに誘導する

還付金詐欺

息子の名を名乗り、「会社の金を使い込んでしまってお金が必要」などと言い、現金を要求する

振り込め詐欺
(オレオレ詐欺)

銀行員、弁護士、警察官などを名乗り、「口座が不正利用されている」「捜査のためにキャッシュカードを預かる」などと言い、カードや通帳を要求する

投資詐欺

「絶対もうかる」「あなただけ特別」などと言い、投資話を持ちかける

【被害に遭わないために】

- ▽犯人は言葉巧みにだましてきます。少しでも「おかしいな」と感じたら、一度電話を切るようにしましょう。
- ▽相手の会社・機関名を聞き、電話番号案内(☎104)等で調べ、かけ直してみましょう。
- ▽お金の話は一人で判断せず、家族等に相談しましょう。
- ▽普段から留守番電話にしたり、番号表示サービスを活用したりして、知らない電話には出ないようにしましょう。

【こんな事件もありました！】

ひたちなか市で、消防署を名乗り、年齢・家族構成・年金の受給状況・資産等を聞きだそうとする不審な電話がありました。これは、詐欺の下調べかもしれません。被害に遭わないためにも、個人情報をつうかつに話さないようにしましょう。

不安に感じたり、トラブルに遭ったりしたら、消費生活センターに相談しましょう。

国民年金
だより
20歳になったら、国民年金の加入手続きを！



国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ってしまったときなどにも支給される公的年金制度です。国内に住む20歳から60歳までの全ての方に、国民年金に加入して保険料を納付する義務と、年金を受け取る権利があります。

■加入の手続き

誕生月の前月または当月月上旬に、日本年金機構から送付される「国民年金被保険者関係届書」に必要事項を明記し、役場、もしくはお近くの年金事務所に提出してください。

■保険料の猶予・免除

平成30年度の保険料額は、月額1万6340円です。しかし、収入が少ないために保険料の納付が難しい場合は、申請により納付が猶予・免除となる制度があります。

▽「学生納付特例制度」：所得が少ない学生の方※申請時に有効期限が記載された学生証のコピーまたは、在学証明書が必要です。

▽「保険料免除制度」：「若年者納付猶予制度(50歳未満)」：学生以外の方で、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方

これらの申請を行わずに、国民年金保険料が未納となっていると、老後に年金を受けられなくなったり、年金額が低くなったりする等の恐れがあります。また「万が一」のときに障害年金を受け取れないなど、思わぬ事態を招くことがありますのでご注意ください。

■問い合わせ

ねんきんダイヤル(☎0570-051165)、住民課保険年金担当(☎282局17111内線1133)

